

諮問番号：諮問第106号

答申番号：答申第106号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

飯塚市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は却下するのが相当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 本件処分は、私の厳しい暮らしの実態を十分に調査、検討されないまま出された保護決定処分であり、日本国憲法（以下「憲法」という。）第25条と法に違反する違憲、違法な処分である。
- (2) 親族の冠婚葬祭さえ出席できなく成っている。本を買うこともできず、ましてや趣味に金銭をまわすことなど到底できない生活を送っている。
- (3) 本件処分は、平成25年8月から続けられてきた政府の生活保護費削減政策を前提に実行された「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という）改定に基づくものであり、憲法第25条と法第3条「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持できるものでなければならない」に明確に違反する処分である。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、手続き面において不当な点があるものの、法及び法の委任を受け定められた保護基準に沿って適法かつ妥当に行われたものである。よって、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

本件処分は、平成31年2月5日付けの保護変更決定通知書により行われ、審査請求人は平成30年12月20日付けで本件審査請求を提起している。

本件審査請求が、提起された時点では、本件処分は存在せず、将来行われると考えられる処分に対して提起されたものである。

したがって、本件審査請求は不適法であるため、行政不服審査法第45条第1項の規定に基づき却下されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和2年7月14日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和2年9月20日、同年10月20日及び同年11月17日の審査会において、調査審議した。

また、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、処分庁に対して調査を行った。

#### 第5 審査会の判断の理由

本件審査請求の適法性について、審理員意見書では、本件処分は平成31年2月5日付けの保護変更決定通知書により行われたものであるが、審査請求人は平成30年12月20日付けで本件審査請求を提起していることから、本件審査請求が提起された時点では本件処分は未だ存在しないというべきであり、したがって、本件審査請求は、存在しない処分に係る審査請求であって不適法なものである、とされている。

しかし、一件記録によると、審査請求人は、平成25年5月27日付けで保護の受給を開始してから保護基準の改定が行われた平成30年10月1日以降も継続して保護を受給していることが認められる。

そうすると、手続上問題があることは否定できないものの、審査請求人に対してなされた本件処分は成立し、存在しているというべきである。

そして、審査請求人に適用されている入院基準額についてみると、その額は平成30年9月から10月にかけて変更はなく、また、本人支払額についてみても、同期間においてその額に変更はなく、同年9月から10月にかけて、いずれも同額となっている。

行政不服審査法に基づいて審査請求をすることができる者は、処分について審査請求

をする法律上の利益がある者、すなわち、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第9条に定める原告適格を有する者と同じであると解されるところ（参照、最高裁判所昭和53年3月14日第三小法廷判決民集32巻2号211頁）、本件審査請求については、保護基準改定の前後で入院基準額及び審査請求人の支払うべき本人支払額に変更はないのであるから、審査請求人には本件処分の取消しを求める法律上の利益はないというべきである。

以上のとおり、審査請求人は、本件処分について審査請求をする資格がない者である。

よって、その余について論ずるまでもなく、本件審査請求は不適法であるからこれを却下するのが相当である。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 中野 哲之